

障害児通所支援事業者の指定取消について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	アビリティ株式会社
事業所名	おりーぶPrime教室（伊丹市）
事業種別	放課後等デイサービス
指定年月日	平成30年7月1日

- 2 処分内容 指定取消
- 3 処分年月日 令和7年1月8日
- 4 処分効力発生日 令和7年2月1日
- 4 処分理由 児童福祉法第21条の5の24第1項第4号、第5号、第6号、第7号、第9号に該当する事実があったため